

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成21年11月27日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
株式会社三井住友銀行
頭取 奥 正 之

中間連結貸借対照表（平成21年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	4,816,017	預 金	76,023,886
コールローン及び買入手形	893,872	譲 渡 性 預 金	8,346,822
買 入 先 勘 定	10,155	コールマネー及び売渡手形	2,962,996
債券貸借取引支払保証金	1,303,187	売 入 先 勘 定	1,091,918
買 入 金 銭 債 権	896,161	債券貸借取引受入担保金	2,925,047
特 定 取 引 資 産	4,754,516	特 定 取 引 負 債	3,469,900
金 銭 の 信 託	9,177	借 入 金	2,782,299
有 価 証 書	27,922,449	繰 延 税 金 負 債	216,545
貸 出 金	65,407,344	短 期 社 債	188,164
外 国 為 替	919,025	社 債	3,554,879
リース債権及びリース投資資産	131,210	信 託 勘 定 借	111,667
そ の 他 資 産	3,078,965	そ の 他 負 債	2,881,534
有 形 固 定 資 産	781,438	買 入 引 当 金	18,363
無 形 固 定 資 産	147,868	退 職 給 付 引 当 金	13,965
繰 延 税 金 資 産	644,235	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,325
支 払 承 諾 引 当 金	3,611,226	繰 延 預 金 払 戻 引 当 金	9,600
貸 倒 引 当 金	△ 1,027,953	特 別 法 上 の 引 当 金	0
		繰 延 税 金 負 債	24,556
		再 評価に係る繰延税金負債	47,151
		支 払 承 諾	3,611,226
		負 債 の 部 合 計	108,296,951
(純 資 産 の 部)			
資 本 金	1,262,959		
資 本 剰 余 金	2,201,645		
利 益 剰 余 金	563,267		
株 主 資 本 合 計	4,027,871		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	412,059		
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 20,915		
土 地 再 評 価 差 額 金	35,105		
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 80,200		
評 価・換 算 差 額 等 合 計	346,048		
新 株 予 約 権	74		
少 数 株 主 持 分	1,624,981		
純 資 産 の 部 合 計	5,998,976		
資 産 の 部 合 計	114,295,928	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	114,295,928

<中間連結貸借対照表及び中間損益計算書に関する作成方針>

- ① 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等 12 社
 株式会社みな銀行
 株式会社関西アール銀行
 Sanitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
 Manufacturers Bank
 三井住友銀行（中国）有限公司
 SMCFCファイナンスサービス株式会社
 SBC Capital Markets, Inc.
 - なお、三井住友銀行（中国）有限公司他3社は親規章立等により、当中間連結会計期間より連結される子会社としております。
 - また、わかしお信託保証株式会社他2社は合併により子会社及び子法人等となつたため、当中間連結会計期間より連結される子会社及び子法人等から除外しております。
 - ② 非連結の子法人等
 主要な会社名 SRS Co., Ltd.
 非連結の子法人等の総資産、経業収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業全体の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。
 - ③ 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の子法人等 4 社
 主要な会社名 SRS Co., Ltd.
 - ② 持分法適用の関連法人等 2 社
 主要な会社名 プロミス株式会社
 大和SBCキャピタル株式会社
 三井住友アセットマネジメント株式会社
 - D/Sキャピタルサービス株式会社他5社は重要性が低下したため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連法人等から除外しております。
 - ③ 持分法適用の子法人等
 該当ありません。
 - ④ 持分法適用の関連法人等
 主要な会社名 Sanitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.
 持分法適用の関連法人等の中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の範囲から除いても企業全体の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。
- ③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
 - ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
 - 3 月末日 3 社
 - 4 月末日 1 社
 - 6 月末日 5 社
 - 7 月末日 9 社
 - 9 月末日 6 社
 - ② 3 月末日を中間決算日とする連結される子法人等は9 月末日現在、4 月末日を中間決算日とする連結される子会社は7 月末日現在、並びに一部が7 月末日及び7 月末日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については9 月末日現在（実業上決算）に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれその中間決算日の財務諸表により連結しております。
 - 当中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に発生した重要な取引については、必要な調整を行っております。
- ④ のれん及び負ののれんの償却に関する事項
 発生年度に全額償却しております。

中間連結損益計算書

（平成21年4月1日から
平成21年9月30日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	1,267,989
資 金 運 用 収 益	808,874
(うち貸出金利息)	(643,763)
(うち有価証券利息配当金)	(125,030)
信 託 報酬	518
役 務 取 引 等 収 益	242,011
特 定 取 引 収 益	118,901
そ の 他 業 務 収 益	88,664
そ の 他 経 常 収 益	9,017
経 常 費 用	1,052,677
資 金 調 達 費 用	164,963
(うち預金利息)	(80,062)
役 務 取 引 等 費 用	65,633
そ の 他 業 務 費 用	108,382
営 業 経 費	449,741
そ の 他 経 常 費 用	263,956
経 常 純 利 益	215,311
特 別 損 失	10,600
特 別 損 失	2,822
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	223,089
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39,232
法 人 税 等 調 整 額	847
法 人 税 等 合 計	40,080
少 数 株 主 利 益	48,539
中 間 純 利 益	134,469

<会計処理基準に関する事項>

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を生ずる取引（以下、「特定取引的」という。）の取引については、取引の約定時点に基づき、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
 - 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金融商品については中間連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。
 - また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受取利息等、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価差額の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法（定額法）、持分法適用の子法人等株式及び持分法適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券等については時価法（時価法を含む。）として中間連結決算日およびその直前の時価の平均等、それ以外については中間連結決算日の市価等に基づき時価法（売却原価法）として移動平均法により算定し、時価のなみのについては移動平均法による原価法又は原価法により行っております。
 - なお、その他有価証券の評価差額については、全部繰上法により処理しております。
 - (2) 金銭的信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。
 3. シェアオプション取引の評価基準及び評価方法
 シェアオプション取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。
 4. 減価償却の方法
 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 有形固定資産は、定額法（ただし、建物については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により区分計上しております。また、主要耐用年数は次のとおりであります。
 - 建 物 7年～30年
 その他 2年～20年
 - 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、または定額法により償却しております。
 - (2) 無形固定資産
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 5. 貸倒引当金の計上基準
 当行並びに主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 - ① 繰上償却の事由
 繰上償却の事由は、債権の回収が著しく困難であると認められる債権（以下、「繰上償却債」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債権（以下、「実質繰上償却債」という。）に係る債権については、下記繰上償却の標準額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - また、現行繰上償却の標準額は、今後繰上償却の回収可能性が低下し認められる債権者（以下、「繰上償却債先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債権者の支払能力を総合的に判断し、必要と認められる額を計上しております。
 - なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると認められる債権及び債権者の全部又は一部が5年以上延滞償還又は貸倒実績率等標準に分類された今後の管理に注意を要する債権者に対する債権のうち延滞一定額以上の大口債権者に係る債権については、キャッシュ・フロー一起償却法（D/C法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当期の取引手形で引いた金額と繰上償却標準額との差額を計上しております。
 - 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定繰上償却債については、対象債権の回収状況を監視して必要と認められる金額を定額外償却引当金として計上しております。
 - すべての債権は、貸倒の自己査定基準に基づき、営業部長及び営業部長が査定を実施し、当該審査から算出した貸倒実績率等が回収実績と一致し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等と勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - なお、繰上償却及び実質繰上償却に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を回収不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,423百万円です。
 6. 買入引当金の計上基準
 買入引当金は、従業員への買入の支払いに備えるため、従業員に対する買入の支給見込額のうち、当中間連結会計期間中に帰属する額を計上しております。

<有価証券関係>

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	2,391,871	2,437,413	45,541
地方債	121,019	123,681	2,662
社 債	495,939	412,813	(83,126)
その他	7,684	7,533	(151)
合 計	2,926,513	2,981,543	55,028

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	2,003,936	2,501,701	497,765
債 券	14,486,854	14,550,128	63,274
国 債	13,850,159	13,988,083	137,924
地方債	199,568	201,521	1,953
社 債	437,106	440,521	3,415
その他	3,799,947	3,718,124	(81,823)
合 計	20,280,618	20,826,064	545,446

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式(外国株式を含む。)については主として当中間連結会計期間末日1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額になり、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券として保有する実働利付債権については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(貸借対照表注記等)」を踏まえ、合理的に算定された金額をもって取得原価を記載しております。

なお、実働利付債権の合理的に算定された金額は、原簿の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、原簿の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定要因であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものに ついては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表を記載し、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減価処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減価処理額は、500百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、評定の自己基準率において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

個別先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注懸先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注懸先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注懸先以外の発行会社であります。

3. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
表信債権信託受益権等	16,188
その他の有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	318,123
非上場債券	2,888,163
非上場外国証券	731,288
その他	585,413

<金銭の信託関係>

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,898	7,717	△4,819

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。